

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和6年7月29日(月) 10:00～12:00

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 4人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
平井 佐和子
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 5人(定数5人)
河村 敏
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志
松本 茜

【使用者代表委員】 5人(定数5人)
伊藤 優子
庄崎 秀昭
初田 寿
松本 恭子
山口 洋志

【福岡労働局】 小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金について

- ア 福岡県最低賃金専門部会について
- イ 福岡県最低賃金調査審議における資料について
- ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
- エ 地域別最低賃金額改正の目安について
- オ 最低賃金改正審議における労使意見発表について

(2) 福岡県特定最低賃金について

- ア 特定最低賃金改正決定申出状況について
- イ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

(3) その他

5 審議内容

会 長 ただいまから令和6年度第3回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
なお、本審議会は公開としております。
では、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室長補佐 本日は、公益代表委員の高田委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数としては満たしており、本日の本審議会は成立していることをご報告します。

会 長 それでは、本日の議事録の確認ですが、
労働者代表委員 野中委員
使用者代表委員 庄崎委員
にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野中委員
庄崎委員 (承 諾)

会 長 ありがとうございます。
では、よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。
本日の議事は、「福岡県最低賃金」と「福岡県特定最低賃金」の双方に関する
ことでございます。
まず先に、福岡県最低賃金に関する議事から進めてまいります。
では、議事(1)アの「福岡県最低賃金専門部会について」です。
はじめに、事務局は本日の配布資料と専門部会委員の選任状況について説明を
してください。

賃金指導官 (専門部会委員選任状況を説明)

会 長 さて、ここで私から専門部会の審議に関して、本審委員の皆様を確認したい
ことがございます。
最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了
したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されて
おります。当審議会におきましては、従来から、「専門部会が任務を終了したと
きには、専門部会を廃止する。」という取扱いとしています。
したがって、今年度におきましても、専門部会が任務を終了したときには、

専門部会を廃止するという取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、今年度につきましても、専門部会は部会としての任務が終了したときに廃止することにします。

次に議事(1)イの「福岡県最低賃金調査審議に係る資料について」事務局は説明してください。

(別冊Ⅱ)

賃金指導官

資料目次No.1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数【過去1年間の動き】
資料目次No.1-3 生活保護と最低賃金
資料目次No.3-4 九州・沖縄の金融経済概況(2024年7月)
資料目次No.3-5 月例経済報告【令和6年7月】(内閣府)
資料目次No.3-6 企業物価指数【2024年6月速報】(日本銀行調査統計局)
資料目次No.8 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)
資料目次No.9 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

に基づき説明。

会 長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

伊藤委員、どうぞ。

伊 藤 委 員

最低賃金との比較の質問なのですが、月173.8時間はどのように計算をされているのかということと、昨年と同様なのかを教えてください。

賃金指導官

173.8時間の計算根拠についてご説明いたします。

年間365日ですので、7で割って週数に換算します。

週数に40時間に乗じて12か月を割っていただくと173.8という数字が見えてきます。173.8時間は昨年と同じ数字になっております。

以上です。

会 長

はい、よろしいでしょうか。

他に何かございませんか。

私からですが、今日ご説明された資料の件ですが、ページ数が資料に2か所3か所と出てきて追えない状況です。よって赤のインデックスの何番の何ページというようにお話していただきたいと思います。

他に何か御質問はございませんか。

各 委 員

(質問なし)

会 長

次に議事(1)ウの「福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について」です。

労働者側、使用者側の意見を広く求める旨での公示が7月19日まで行われておりました。この間、複数の意見書等が提出されておりますので、各意見書等について、事務局は読み上げてください。

賃金指導官

福岡県最低賃金【意見書】

- 資料目次 No.2-10 福岡県最低賃金の改定決定に係る意見書
(郵政産業労働者ユニオン福岡中央郵便局支部)
 - 資料目次 No.2-10 2024年最低賃金改定に関する意見書
(北九州地区労働組合総連合)
 - 資料目次 No.2-10 2024年(令和6年)最低賃金の改定に関する意見書
(全労連九州ブロック協議会・福岡県労働組合総連合)
 - 資料目次 No.2-10 最低賃金の改定に関する意見書
(平和・労働・人権北九州共闘センター)
 - 資料目次 No.2-10 2024年(令和6年)最低賃金の改定に関する意見書
(全労連全国一般福岡県本部)
 - 資料目次 No.2-10 最低賃金額の大幅な引き上げを求める意見書
(福岡県医療労働組合連合会)
 - 資料目次 No.2-10 最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める
会長声明 (福岡県弁護士会)
 - 資料目次 No.2-10 最低賃金の改定に関する意見書
(新日本婦人の会 福岡県本部)
 - 資料目次 No.2-10 2024年最低賃金改定に関する意見書
(全国一般労働組合全国協議会 北九州合同労働組合(ユニオン北九州))
 - 資料目次 No.2-10 意見書 (日本民主青年同盟福岡県委員会)
- に基づき説明。

会 長

ありがとうございました。
ただ今の各意見書等の概要に関して、御意見がございましたら発言をお願いします。

各 委 員

(意見なし)

会 長

福岡県最低賃金の改正決定に関する意見については、当審議会としては、各意

見書等のご紹介に加えて、前回の審議会においては意見聴取を行ったところで
す。これらの意見については真摯に受け止め、専門部会での改正審議の参考とし
ていきたいと思ひます、

このような取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

労働基準部長 会長、1つ資料の説明を入れさせていただきたいと思ひます。

会 長 はい、どうぞ。

専門監督官 【資料目次 No.2-9 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果(地域別最低賃金)】
に基づき説明。

会 長 ありがとうございます。
かなり重要な資料だと思ひますので、ここで確認しておきたいことがあるかと思ひ
ます。何かこの資料につきましてご質問はございますか。
現在のところ、18・19ページのところにつきましては、地区別がまだ出ていな
いところでございます。
おそらく27ページのところも一般パートに分けたところを後に地区別も出て
くることとなります。そのような扱いでよろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、次の議事に移ります。議事(1)エ「地域別最低賃金額改正の目安
について」、事務局は説明してください。

賃 金 室 長 (本冊)
資料目次No.1-3 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
別紙1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
に基づき説明。

会 長 はい、ありがとうございます。
ただ今の事務局の説明について、何か御質問はございますか。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 次に、議事(1)オの「最低賃金改正審議における労使意見発表について」で
す。

福岡県最低賃金の改正審議に当たって、基本的な考え方を労働者側、使用者側の双方からお聞かせください。

まず、労働者側からお願いします。

小 陳 委 員

それでは、労働者側委員の小陳から2点発表させていただきます。

別冊でカラーの資料をお配りしております。

適宜、ページ数を言いながら資料に沿って、説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

1 ページ目ですが、これは「2024 連合白書」今年の春闘に向けた連合の考え方をまとめたもので、日本の現在の経済社会の状況認識を2ポツで書いてあります。凍りついた四半世紀と表現しております。上の2つのグラフの赤いラインが日本の賃金の推移ですが、ずっと日本だけが上がっていないという状況が25年間続いているというところです。

それから、下の図は去年も同様の物を出しましたが、物価研究の権威である東大の渡辺教授が作成されて、左側が「慢性デフレ」のサイクルでこれを右側の賃金と物価が持続的かつ緩やかに上昇する健全なサイクルに上げていかなければいけないのが、今は左側のサイクルでもう上げられないのであります。その結果、企業や労働者の生産性も上がらずに、ずっとこの上がらない状況が続いていると、そこで何とか抜け出さなければいけないのではないかと御批判をいただいているものです。

次の2ページ目です。2024 春季生活闘争の結果をここで載せております。

福岡の集計で加重平均 5.62 パーセントということで、枠内に線を引いておりますけれど、現在の集計となった 2015 闘争以降で最も高い数字となっております。

次の3ページ目で300人未満と300人以上でこの間の経過も出ております。

中小企業300人未満と300人以上からすると差はありますが、ここ近年にない賃上げ額及び賃上げ率の上昇の結果が出ているということは、見てとれるかと思えます。

4 ページ目が全国の集計です。

「定昇相当込み賃上げ課税計」は加重平均 15,281 円、5.10 パーセントと33年ぶりの5パーセント超えです。有期短時間契約等の労働者の時給引上げ率は5.74パーセントと非常に高い水準の結果となっております。

右側の5ページ目が地域生活コストで連合本部の資料ですけれども、「1991年以來となる定昇込み5パーセント台の賃上げが実現し、デフレマインドを払拭し、我が国の経済社会のステージ転換を図る正念場であるとの時代認識を労使で共有」し、「中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉し、労使が主体的に大きな流れを作った」と評価をしております。賃金の底上げ、格差是正を図って分厚い中間層の復活と働く貧困層が解消をすることで「経済の好循環のみならず、社

会の安定社会保障や財政の持続性」にもつながることになります。

持続的な賃上げと格差是正の実現に向けて、「サプライチェーン全体的に生み出した付加価値の適正分配」の取組みをさらに強化していかなければならないとまとめております。

次の6ページ目です。

2024 春闘を受けて、労働組合のない職場で働く労働者も多数いらっしゃる中で、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要なのですが、とりわけ最低賃金近傍で働く方々は、物価上昇が続く中で厳しい暮らしの状況に置かれております。これから最賃の審議を進めていく上で、最低賃金の決定の3要素の中でも生計費を重視して、必ず水準を利用していかねばならないと考えており、中賃の目安においてもそのような観点から議論が行われたものと認識をしており、先ほど説明でもありましたけれど中賃の資料で第4回目安の参考資料2というのをここで出しております。

初めて出された資料ですが、対前年同月比が継続して高い水準が続いており、とりわけCランクやBランクで高い数値になっていることが見受けられます。

それから次のページでは、事務局から出していただいています福岡の審議会の資料を出しておりますけれど、福岡でいいますとデータがあるのが福岡市と北九州市の消費者物価指数ということになります。左端が全体の総合の数字で概ね全国と同様の傾向でありますし、食料品、家具・家事用品等の日用品の水準が非常に高いことが目に付きます。また光熱費は低い水準ですが、これは政府の補助金の影響があることと、補助が終わる予定であることを念頭において議論をしなければならぬと思います。

次のページにいきます。

これも第4回目安に関する資料で、「購入頻度階級別指数」で月1回以上購入する必需品というものです。値上がりは4.8パーセントと5パーセントに近い数値になっております。

そして次の9ページ目ですが、さらに頻繁に購入する品目の上昇の推移という資料が目安の中で使われております。この数字は先ほども説明がありましたが5.4パーセントの数字になっております。この数字につきましては、中央の議論でなぜ急に今まで使っていなかった数字が出てくるのかという意見もあったと聞いておりますが、最賃近傍で働く人の生活の厳しさを把握する手段としては、審議に参考にすべきだという判断の基で参考にされたと聞いております。

福岡の審議においても参考にすべき数字であると思います。

先ほども申しましたように、消費者物価を考慮する際は現在行われている10月終了する「酷暑乗り切り支援」に緊急支援の交換についても念頭に置かなければならないと考えております。

ここから先は日本、そして福岡県の最賃の課題に移りたいと思います。

日本の水準ですが、上のグラフは 2023 年 9 月のレートで比較した国際水準で御覧のとおりです。下のグラフはフルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率の比較です。この中央値に対する比率というのは、最低賃金のあるべき水準を検討する際に、多くの国で指標として採用されております。日本の水準は御覧のとおり、45.6 パーセントということになっております。連合では誰でも 1,000 円を長期に達成し、達成後は新たな中期目標として一般労働者の賃金の中央値の 6 割水準を設定することとしております。国際的に一般労働者の賃金の平均値、中央値、5 割～6 割が相対的貧困ラインとされておりますので、そこをクリアしていかなければなりません。例えば EU でいいますと EU 指令で最賃引上げの指標とされていきますし、イギリスでは中央値の 60 パーセントをクリアすることを目指して、これをすでに達成していますので、さらに次の目標も進んでいくという段階に入っているとされております。

日本の賃金水準で現状の賃金水準を当てはめて 6 割ということになりますと、大体 1,250 円から 1,300 円の水準が 60 パーセントということになると思います。賃上げは今後も進むわけですから、さらに高い水準を求めていく必要があるということになります。

次の 11 ページ目は、福岡県の最賃でオレンジラインが一番上の最高額のラインからと、その上の濃いオレンジ色の加重平均額から引き離されて、どちらかという最低額と並行してこの間進んできているような推移が見受けられると思います。下の表に書いてありますが、その結果として福岡県の短時間労働者の賃金水準が低く、令和 5 年度も 28 位というような水準に落ち込んでおります。

福岡県の最賃で年間 2,000 時間働いても、いわゆる生計費を賄う水準が必要であると考えております。今年は先ほどの報告でありましたように、B ランクや C ランクが A ランクを額で上回るべきという議論がされたと聞いておりますけれど、結果的には同額で落ち着いた中で、福岡としてはこの地域間格差、あるいは地域間落差の是正というのは我々として譲れない課題だと思っております。

先日の意見聴取の中で南筑後の労働者の方とか、あるいは筑後地区の労働者の方の声としても非常に厳しいとのこと。日本の相対的貧困率は高いし、扶養世帯の 6 割・7 割が困窮しているというような現場の声も挙げられていたと思います。

続きまして、12 ページ目です。

これもこの間示しているグラフで、最賃と若年層の人口移動の相関が見られるということで、福岡や宮城が最賃の赤いラインより青いラインが上にいっていますが、それでも転出超の状況にあり、転出の方が多という条件があるというのは変わらないし、全国的にみると相関があると受けとれると思います。

人手不足で労働者の争奪が激しくなっている中で、県地域の現状を保つ上でも無視できない点ではないかと思っております。先日の意見聴取において南地方から本当は人手不足が厳しいという声は上がっていました。これからさらに人口が減って

いく中で、厳しくなっていくという視点でも考えなければならないと思います。
続きまして、13 ページ目です。

これは以前から私どもが示しています経済指標比較です。右から4列目で連合LWと書いています。連合リビングウェイジで都道府県ごとに試算している必要な生計費を賄うための「連合リビングウェイジ 2023 簡易改訂版」の数値も入れておりますけれど、大体この経済同規模と連合リビングウェイジの数値はほぼ同じ数字になっている状況です。

この経済指標の比較とは、労側としてこの間ずっと主張してきたのですが、今年の中賃の資料の中に同様の経済規模を比較する表が入っていて、たぶん今年からだだと思います。

たまたま月例経済報告にその表が入っていて、最賃の資料にも入れられたということで、特段の思惑があって最賃の資料に入ってきたというわけではないようですけれど、この数値を見て経済指標比較をする視点というのは最賃審議会において、あながち筋違いではないのではないかと改めて認識したところです。

下の目安議論で使われたランク指標で、これも以前から言っていますが、赤字の1従業員当たりの付加価値額は、福岡は十分高いのに、青の給与水準の数値が低いせいで、結果福岡は一昨年までCランクに置かれていて、その結果が長年積もって、福岡の上の4県はBランクでそことの差が開いてきたと言わざるを得ません。付加価値が高いのに企業水準が低いから、結局最賃が低く抑えられて人件費も引き上がらないという状況に対して、私たちとしては問題意識を持っています。

次は14 ページ目になります。

経済同規模の4県と福岡の平成16年以降の最賃の額の推移で、色を付けているところが最賃額となります。平成16年時点では広島と差がありませんでした。額差を欄に入れておりますけれど、同額だったのですが、その後差が開き続けて昨年の改定の結果はマイナス29円と広島の欄に入っておりますけれど、29円の差になってしまいました。先ほども言いましたように福岡はCランク、他の4県はBランクだったのでその差になります。今日の資料に毎年のBランクとCランクの目安の差を入れまして、右端のところに差額合計が17.5円です。

そのうち0.5円は平成19年がCランクの目安が9円から10円という数値だったので、そのような数値になっております。結果積み重なって一番下に上げ幅の差があり、毎年の差と右端の合計が書いてありますが、大体静岡とは目安の差くらいなのですが、三重とは頑張っ詰めてはいえ、10円開かれています。上の欄の兵庫や広島とは目安の差プラス差を付けられているということで、目安の差の平成18年が慣例としてある中で、これだけの差を付けられてきているという状況では、少し言わざるを得ないのではないかと思います。これが不幸な実態だということです。

15 ページ目のところからは、先ほどの4県との経済規模の比較の中に入れてい

た連合リビングウェイジについて説明を入れております。

連合ではデータに基づき、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準としてリビングウェイジを策定していますので、これを一つの福岡の水準として検討すべきではないかと思っております。

16 ページに連合リビングウェイジプラン埼玉をモデルにした詳細をここに書いております。価格調査を行って積み上げた上で、消費者物価指数で都道府県ごとに金額を試算するというやり方をしまして、2021年に本格調査を行いました。昨年、一昨年もそうだったのですが、物価高騰がある状況の中で消費者物価指数の上昇を加味して、2023年からの作成をしております。

次の17ページです。

この表で福岡の単身世帯で1,080円が必要であるという数字になっております。我々としては、最低限の生活をしっかり支えるべき最低賃金の水準として、この数値をクリアしなければならないと考えています。

現行のリビングウェイジの時期の正式改定は2025年の2年後ですが、物価上昇が続けば、また2024年の改定も必要になる状況ではないかと思っておりますので、そのような物価上昇であると思っておりますので、まずは速やかにこの1,080円の到達が必要であると私たちとしては考えております。

次の18ページです。

パートタイムの労働者の賃金実態として募集賃金の数字があります。目安に関する資料ですけれど、福岡県では平均で1,160円です。下限額で1,089円ということになっております。下限額でこの水準ですので、これらの水準も考慮して審議すべきではないかと思っております。前回の意見聴取の中で、非正規労働者関係の代表の方の声としても、今、最賃に30円ぐらい上積みしてもなかなか人は来なく、外国人労働者に頼るとしても、なかなか苦しい状況であり、募集下限額はこのような実態である1,089円という状況を踏まえて、検討することが必要ではないかと思っております。

続きまして、19ページです。

目安の審議においても、生計費が重視されるとともに通常の事業の支払能力について、大企業と中小企業の間での二極化が拡大しているのではないかという議論になったと聞いております。そして、その状況を克服して成長の分配賃金と物価の好循環を実現するために、労使を含めた価格転嫁の対策の徹底の必要性が確認されました。これは行動し共に必要性を認識していると受け止めております。

ここにフォローアップの調査の結果、経年比較が載ってまして、特に下の赤の受注者側の状況で価格転嫁は徐々には、進んでいるということが見受けられますけれど、まだまだ道半ばと言わざるを得ない状況ではないかと思っております。労務費の転嫁のための指針の実効性の向上を図るとともに、社会全体でこの課題の重要性の認識をさらに高めていくことが必要だと思っております。

次の20ページです。

福岡県の調査の資料を付けております。その中で目に付きましたのが十分な価格転嫁が困難な理由として、一番上に上がっている理由が「同業他社が値上げに慎重なため自社だけの交渉が不安」ということが上げられています。

今、特に賃上げによる底上げの重要性が増している中、そして人手不足関連での倒産も増加している中で労務費の転嫁のための指針において、最近の引上げというのは価格交渉における合理的な資料として、位置付けられていることも踏まえると生活保障となる最低賃金をしっかりと引上げて、それに伴い対応が必要な企業においては、指針に基づいて十分な価格転嫁につなげていくことが、今こそ必要なのではないかと思います。

続きまして、21 ページです。

これも県の調査資料で、価格転嫁を進めるために期待する支援として、一番に挙がっていることが、「消費者に適切な価格転嫁への理解を求める啓発活動」ということですが、なかなか難しいと言われていています。これは多くの場で耳にする課題です。適正な価格転嫁の必要性について一般消費者へ伝えていくことの必要性とともに、やはりこのことの理解が進むためには賃上げが継続していくこと。しかも誰一人取り残されることなく、賃上げの恩恵を受けていると皆が確信できている状態が大変重要で、その意味でもしっかりと最賃の引上げを図りながら価格転嫁への理解も深めていかなければならないのではないかと思います。

次の 22 ページです。

上の資料は昨年の福岡の最賃改定を受け、翌月に中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように、適正価格での取引実現に向けた取組みを一層強力で推進することを決議したことを受けて、「価格転嫁の円滑化に向けた連携協定」13 団体で取り組んだ街頭活動です。下の資料は今年 2 月・3 月にも価格交渉促進月間前に同様の街頭行動を実施しました。上の資料にはあえて丸を付けておりますが、先ほど冒頭で凍り付いた四半世紀と書かれた資料で、こういう部分もやはり進めていかなければならないということで、連合事例として共有されたものです。

本当に凍り付いた四半世紀から抜け出すために、相当な努力を要する厳しい状況を皆で力を合わせて、しかも誰一人取り残すことなく最賃を上げていかなければならず、その対応に苦慮する中小企業の支援も皆で行っていくことが求められていると思います。その必要性を我々は全国の仲間と共有し、こういった取組を並行して進めていく中で 2024 春闘に臨んでいきその結果、ぜひ最低賃金にも反映させるという取組を進めていかなければならないと思っております。

最後の 23 ページです。

これも先ほど紹介された公益見解をあえてここに載せております。上の方に、通常の事業の賃金支払能力について触れられて、二極化の傾向にもあるとのこと。そういうことも触れられた部分もあえて載せた上で、私として最後に触れておきたいのは、下のアンダーラインを引いた部分です。これはもう皆様もご存

知のものです。最低賃金法第1条について公益見解でおそらく去年くらいから、あえて触れております。

最低賃金制度の目的は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることを記載されております。現在も日本の経済社会行政のあり方をしっかりと認識する中で、最低賃金がこの福岡の地において果たすべき役割をしっかりと実現すべく、この法の趣旨をしっかりと踏まえた審議を行っていきたいという決意を申し上げまして、労働者代表としての審議に向けた意見とさせていただきたいと思っております。

今後よろしく願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。
それでは、次に使用者側からお願いいたします。

庄 崎 委 員 使用者側の庄崎です。

使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。

まずは改めてのことになりますけれども、最低賃金の決定に当たっては最低賃金法であるように、つまり労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払能力ということが定められています。また働く人のセーフティネット、そして全ての企業に例外なく、かつ罰則付きで適用される最低賃金の決定には、データに基づく慎重な審議が必要不可欠であると考えています。

その上で昨年の審議を振り返りますと、900円から941円の改定について41円のプラスになりました。そのことがあってどのような影響があったのかというと、福岡県における最低賃金の影響率は19.7パーセントとなっておりまして、令和3年は15.9パーセントですから、年々高まっているという状況です。そのため、日本商工会議所の調査では最低賃金に負担を感じる企業の割合が65.7パーセントで前年から10.3ポイント増加しています。また全国商工会連合会の調査でも、昨年度の引上げにより約6割の企業が、経営に影響があるという結果でした。この傾向が続けば、特に中小企業において大きな負担となり、倒産、廃業等の増加に繋がりがねないと危惧しているところです。

昨年の答申では次のとおり、中小企業・小規模事業者についての付帯決議がされています。1つ目が賃上げの原資を確保できるよう、労務費分を含む適正価格での取引実現に向けた取組の推進。2つ目が収益力改善、事業継承、新規事業転換等に対する支援の強化。3つ目が賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇。ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた支援の強化。4つ目が業務改善助成金等の実効性のある支援の拡充という内容でありました。

今年の審議にあたりまして、まずこの付帯決議について、どの程度実現され、どの程度効果があったのかを検証する必要性を感じています。中小企業の事業者

の状況が改善されない限り、最低賃金の改定が倒産の増加・働く人の失業に繋がりにかぬないということです。

その上でのことになりますけれども、3要素の現下の状況を見ても、生計費については消費者物価が昨年度引き続き高い水準にあります。賃金につきましても、各調査から昨年よりも高い水準での賃上げが見えていただけます。

企業の支払能力については、中小企業庁の中小企業景況調査では九州沖縄地区の令和6年46期の業務判断D Iでは、状況判断D I前期比で0.5ポイント増のマイナス12.6ポイントと大きな改善は見られていません。こうした状況であって賃金改定状況とか結果効果、今年度の最低賃金を一定程度、引き上げることの必要性は理解しているところです。

これから専門部会での具体的な協議に入るわけですが、その際に一番重視すべきは物価高騰の中、価格転嫁もままならない状況で、厳しい経営を余儀なくされている中小企業・小規模事業者の動向です。中小企業庁の調査によると、コスト全体の転嫁率は46.1パーセントに留まっています。労務費に転嫁されると40パーセントしかありません。また7割以上転嫁できた企業は34.9パーセントになっています。さらに中小企業者が多い全国商工会連合会の調査では、7割以上転嫁できた企業は22.2パーセントに留まっています。

企業経営者が全体として、一定の賃金の賃上げ率の確保に真剣に取り組んでいることを理解していただいた上で、賃上げしたくてもできない企業が相当数存在するという点にも、目を向けていただきたいと思います。

事業が継続できなければ、働く人の雇用も維持できません。特に筑豊・筑後地区など人口減少と少し高齢化が進む地域では、最低賃金の与える影響は顕著でありまして、こういうのが住民生活の場が失われるなど、地域そのものにも関わってきている状況であります。

したがって、最低賃金法に定める3要素を考慮して、最低賃金を決定にあたりましては、やはり賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率の結果を最も重視することが肝だと考えています。

その上で、エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格状況など中小企業・小規模事業者から出る厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、審議がなされなければならないと考えています。

以上、使用者側から基本的な考え方を述べさせていただきました。

会 長 ありがとうございます。

ただ今の労使双方から御意見を伺いましたけれど、こちらの基本的な考え方などにつきまして、御意見御質問等ございませんか。

各 委 員 (意見等なし)

会 長 事務局から何かありますか。

賃金指導官 (今後の日程について説明)

会 長 それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。
大変お疲れ様でした。